



コンプライアンス体制

三井住友フィナンシャルグループのコンプライアンス体制

コンプライアンスに関する基本方針

三井住友フィナンシャルグループは、複合金融グループとしての公共的使命と社会的責任を果たすべく、より一層コンプライアンスの徹底に努め、もって、真に優良なグローバル企業集団の確立を目指しています。

そこで、三井住友フィナンシャルグループは、コンプライアンスについて、グループのCSRに関する共通理念である「ビジネス・エシックス」(P52)においてこれを定め、その強化を経営の最重要課題の一つとして位置付けています。

コンプライアンス面からのグループ管理

三井住友フィナンシャルグループは、金融持株会社として、グループ全体の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、グループ会社のコンプライアンス等に関して、適切な指示・指導、モニタリングが行える体制の整備に努めています。

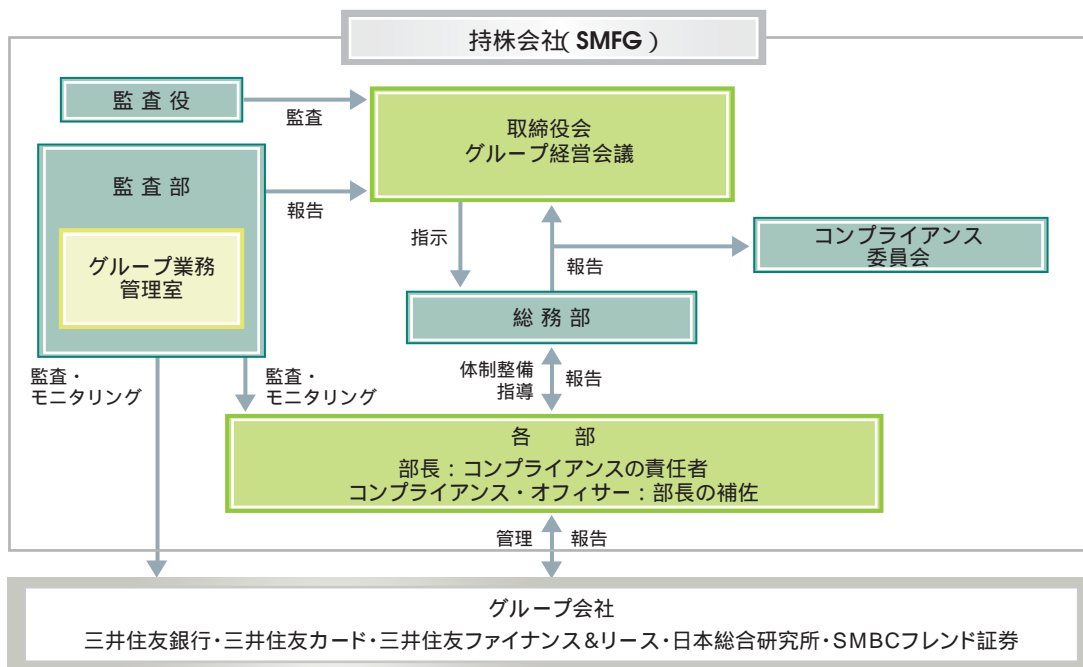
具体的には、グループ会社との定例打合会や個別面談等を通じて、各社の自律的コンプライアンス機能の状況を管

理していますが、平成20年度については、グループ各社における実効的なモニタリングの実施、独占禁止法遵守の徹底、利益相反等管理体制の強化、などを重点施策と位置付け、グループ各社に対するコンプライアンス面での管理を強化しています。

モニタリングの高度化

金融商品取引法等、金融関連法令の整備が進められるなか、従来以上に、コンプライアンス確保のためのきめ細やかな対応が求められており、問題発生の予兆を早期に発見して改善に繋げるモニタリングの重要性が高まっています。

そこで、三井住友フィナンシャルグループでは、コンプライアンス・マニュアルグループ会社規則において、グループ各社におけるモニタリングの実施方法や、実施状況に対する指導・監督等に関する手続を定め、もって、モニタリングの高度化を通じたコンプライアンス強化を図っています。



コンプライアンス体制
三井住友フィナンシャルグループのコンプライアンス体制

